

平成 29 年 6 月 12 日

平成 29 年 第 7 回 飯館村議会定例会会議録（第 2 号）

平成29年第7回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成29年6月12日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日時及び宣告	開議	平成29年6月12日 午前10時00分				
閉議	平成29年6月12日 午後 2時29分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
出席 9名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	1	相良 弘	○	2	高野 孝一	○
	3	渡邊 計	○	4	菅野 新一	○
	5	北原 経	○	6	松下 義喜	○
	7	伊東 利	○	8		
	9	飯樋 善二郎	○	10	大谷 友孝	○
署名議員	2番 高野 孝一	3番 渡邊 計			4番 菅野 新一	
職務出席者	事務局長 但野 正行	書記 北原美樹		書記瀬川雅幸		
地方自治法 第121条の 規定により めのため 説明のた め出席した 者の氏名	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
○ 出席	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○
	総務課長	愛澤 伸一	○	住民課長	細川 亨	○
	健康福祉課長	齊藤 修一	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	建設課長	高橋 祐一	○	飯野支所長	高橋 正文	○
	教育長	中井田 榮	○	教育課長	村山 宏行	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○	代表監査委員	高橋 賢治	○
	農業委員会会长	菅野 宗夫	○	農業委員会局長	石井 秀徳	○
	選挙管理委員会 委員長	高野 京子		選挙管理委員会 書記長	愛澤 伸一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年6月12日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）
- 日程第 3 陳情第2号審査報告

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（俎野正行君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。6月9日、総務文教常任委員会が陳情第2号審査並びに所管事務調査事項協議のため、同じく産業厚生常任委員会が所管事務調査事項協議のため、さらに合同所管事務調査協議のため両常任委員会合同委員会が開かれております。

次に、4月25日から26日に実施した産業厚生常任委員会所管事務調査、4月28日に実施した総務文教常任委員会所管事務調査、5月24日から26日に実施した両常任委員会合同行政調査の各報告について、議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 高野孝一君、3番 渡邊 計君、4番 菅野新一君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。4番 菅野新一君。

4番（菅野新一君） おはようございます。平成29年6月、第7回の飯館村定例議会に当たり一般質問を行うものであります。

今年3月31日をもって帰還困難区域を除き、全村避難指示解除となり、6年という長い年月が過ぎ、大変不自由な避難生活から開放されました。しかし、解除となったとはいっても、いろいろな事情でまだまだ村には戻れないで、多くの村民が仮設住宅や借上住宅などで不自由な避難生活を送っているのも現状であります。

また、少しずつとはいえ、村の復興の兆しが見られるようになりました。しかし、この原子力災害は多くの課題を残し、村の復興と再生には長い長い年月がかかるかと思われます。その課題や問題点を少しずつでも解決できるよう、村民が主体となって、国や県などのお力をかりながら、また支援を受け、私たちみんなで力を合わせ、努力と知恵を出し合いで、ゼロ地点に向かって進まなければなりません。

それでは、私からは身近に感じた課題や問題点を2項目、6点に分けて質問をいたします。

まず、大きな1番といたしまして、避難解除後の除染を含めた農地の問題点についてお

伺いするものであります。

1番の1といたしまして、用排水路の除染について今後の所見を伺うものであります。

2番目といたしまして、原状復帰になつてない除染後の今後の農地の対応を伺うものであります。

3つ目といたしまして、除染土砂、用排水路、側溝の除染で上げた土砂ですが、その処理方法を伺うものであります。

4つ目といたしまして、畦畔やのり面などの雑草の処分として、現状では野焼きしかないのでないかと考えるものであります、村の所見を伺うものであります。

大きな2つ目の課題といたしまして、再生可能エネルギーの推進について伺うものであります。

1つ目として、再生可能エネルギーの中で、太陽光発電をさらに推進する必要があると考えるが、その方策等について村の所見を伺うものであります。

2つ目といたしまして、村の75%が森林である。その森林資源の有効利活用と林業をなりわいとする方々のため、バイオマスの熱利用などについて、国や県などの協議状況の方向性について伺うものであります。

以上、2項目、6点について質問をいたします。

村長（菅野典雄君） 4番 菅野新一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

除染についての4点は、担当課長のほうからお答えをさせていただいて、私からは再生可能エネルギーの推進についてお答えをさせていただきます。

太陽光発電の推進に対する方策などについてであります、村では、このたびの原子力災害からの復興に当たっては、これまで再生可能エネルギーの代表的な取り組みである太陽光発電施設の整備を3カ所で実施をしてきたところでございます。

1カ所目は、いいたてまでいな太陽光発電株式会社に、村も一枚加わらせていただいて、大火山発電所で発電規模は10メガワットの太陽光でございます。2つ目は、いいたてまでいな復興株式会社、これも村がかかわっていますが、復興拠点エリアの深谷地内に設置した発電所であります、規模は1.5メガワットであります。こちらも平成28年6月から既に売電を始めているところであります。大火山も売電を既に始めております。3カ所目は、関根・松塚地区において村が復興整備計画により農地転用をしまして、株式会社NTTファシリティーズが建設を進める発電所であります、発電規模は23メガワットであります。こちらは今年の9月あたりから売電を開始する予定でございます。いずれも村の貴重な財源や復興に効果が期待されるところでございます。

また、村の事業とは全く別でありますが、飯館電力株式会社が村内各地で1カ所につき50キロワット以下の小規模発電事業を行っているようでございます。こちらは5月末現在で21カ所で事業を実施中である旨確認しているところでございます。

これまで、太陽光発電につきましては、20年間買い取り価格を保証する固定価格買い取り制度というものができましたので、また、他の事業と比べてリスクが低いということで、さらに被災地においては、収益性の高い土地利用として、ここ数年、大きな伸びを見せてきているところであります。今後の新規参入であります、採算性の面で発電規模を大き

くしないと経営が難しいということ、それから、建設予定地が農地である場合には事業内容によっては、農地転用にかかる関係機関との調整などがなかなか難しく転用まで長い期間を要するというのも現状でございます。

村では、現在、複数の地域において、それぞれ地元住民及び事業所から太陽光発電所の建設を提案とか相談を受けているところでありますが、なかなかそう簡単ではないということでございます。太陽光発電は、上手に活用すれば復興のための財源を生み出すほか、土地の保全にも寄与するものであるという考え方を持っていますが、採算性や固定価格買い取り制度終了後の20年後の土地利用がどういうふうになるのか。あるいは、電力会社による買い取り制限がある。さらには、景観に関しての観点を考えるとなどなど、慎重に判断をしないと将来に大きな負担となったり、マイナスになったりということが考えられるのではないかというふうに思っております。

現在、提案のあるこれら事業につきましては、引き続き、国、県、関係機関との協議を進め、ご指導をいただきながら、村にとって、また地域住民にとって有益な事業となるよう検討してまいらなければならないと、このように思っているところであります。

2つ目の再生可能エネルギーの中の木質バイオマスであります。

村としては、林業の再開を目的として、菅野議員ご質問にありました木質バイオマスの熱利用にかかる事業の実現可能性や、ふくしま森林再生事業の活用などということもできるのではないかということでいろいろ今まで考えてきたところであります。

このうち、木質バイオマスの熱利用については、平成28年度に村森林資源活用計画（案）でありますが、村役場、きこり、いいひでホームなどに熱供給する場合の原料木材の必要量のほか、木質チップ製造のために必要な施設、機材、コストのほか、灰の発生量などを試算をしたところでございました。

この結果、村内3カ所のバイオマスボイラーで消費できる木質チップ量は、1年間で約2,700立方メートル程度と少量であるため、木質チップの販売のみでは事業運営体のランニングコストを賄うことができない。また、発生した焼却灰については、1キログラム当たり8,000ベクレルを超えると指定廃棄物となり、村内に長期的に使える専用の焼却灰置き場を設ける費用があることなどもわかるわけであります。8,000ベクレル以下でもそれなりに処理できるということになっておりますが、なかなか今の状況では受け入れ業者も少ない、こういうことであります。そういうことで、木質バイオマスの熱利用事業は、喫緊に導入することはなかなか難しいのではないかとも考えておりまして、当面は森林施業、いわゆる今までの間伐とかその他山を手入れするというようなことについて再開を優先すべきではないのかと、このように村としては考えているところであります。

なお、森林施業の再開に向けては、当初予算で計上しているとおり、ふくしま森林再生事業を活用いたしまして、今年度は全体計画を策定することとしているところであります。

また、来年度には、森林内の空間線量測定や地権者への同意取得に手をつけまして、条件が整ったところから、順次、路網整備や除間伐などを進めていきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からはご質問1の避難解除後、除染を含めた農地の問題点についての4点についてであります、関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

まず、1点目の用排水路の除染についてであります、現在まで施行されている用排水路除染は、国の除染ガイドラインに基づき進められ、水が流れているU字溝の用排水路や土水路については、流れている水が放射線の遮蔽をしており、住環境に影響しないとの理由から、除染工事から外れており、水流がないU字溝の用排水路についてのみ、土砂等の堆積物除去が実施されておりました。

しかしながら、村としては、村内全ての用排水路は今後の営農再開のための重要な施設と考え、流れる水の切りかえによる除染の実施や土水路の表土削り取りを実施するよう国に要望してまいりました。

その結果、平成27年度の途中からではありますが、水が流れているU字溝の用排水路や土水路の一部についても除染範囲として現在も実施しているところであります。

2点目の原状復帰にならない農地についてであります、除染完了後の農地、特に水田の状況を見ますと、田面の均平がとれていない、田面に水たまりがあるなど、水稻等を作付するには不十分な状態であることを村も認識しております。

これらの対応として、福島県営農再開支援事業の中で、通常の保全単価10アール当たり3万5,000円とは別に、10アール当たり2万5,000円の事業費を活用して、深耕作業や均平とりを実施することができることになっております。今年5月に田植えをした水田のうち、約7.5ヘクタールについては、4月末までに村がレーザーレペラーによる均平とりを実施してきたところでございます。

また、今後、営農再開を計画している農家の農地対策として、現在、深耕作業を順次発注しており、来年度の作付を計画する水田については、来春までにレーザーレペラーを活用して田面の凹凸の解消を図ってまいりたいと考えております。

なお、暗渠等についても、集落単位で作付計画等を作成した地区については、福島再生加速化交付金の農業基盤整備促進事業により順次整備をしてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、作付を再開する農地を優先して、機能改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の除染土砂の処理であります、除染工事で発生した土砂については除染廃棄物として仮々置き場等で保管をし、除染完了後の土砂については原則として農地へ還元など現場処理を行っているところでございます。

次に、4点目の野焼きについてであります、平成13年に改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法に基づき、原則として廃棄物の野焼きは禁止されておりますが、避難区域であった区域については、特に大規模な火災につながることを防止するため、県から一切の野焼きについて自粛するよう要請されております。

しかしながら、廃掃法においても、原発事故以前から風俗慣習上などの行事を行うために必要な廃棄物の焼却や農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物

の焼却、たき火その他日常生活を営む上で通常行われた廃棄物の焼却であって軽微なものなどについては例外として認められていることから、村では、昨年12月8日に、避難指示解除後の野焼きの再開について、国、県に要請し、その後も複数回にわたって農林水産省、環境省、復興庁、県などと協議を進めているところであります。

農林水産省では、平成25年までの研究成果に基づき、汚染稻わらなどを野焼きにすると含有する放射性セシウムの約3割が空中飛散すること、放射性セシウムは燃焼により作物が吸収しやすい形態になること、燃焼後の灰に残った放射性セシウムの作物や農地への影響について知見がないことなどの理由から、今年4月から2カ年間で、野焼きを実施した場合の放射性物質の動態を解明するための実証研究をするとしておりましたが、現在は、できるだけ早期に成果を出すべく、村内ののり面等の雑草のサンプリング数をふやして、農研機構、県農業総合センター、日本原子力研究開発機構で、試験焼却、試験栽培などの研究を行っているところでございます。

村としては、避難指示解除後、いち早く作付をした米・野菜類、今後作付を予定しているソバなどへの影響がない野焼きの時期や野焼き後の吸収抑制対策、消火対策など、前向きな研究成果が提示されるよう、引き続き農水省に求めてまいります。

また、野焼きができない今年度においては、これまで同様、中山間地域直接支払交付金事業等を活用して、のり面や畦畔の草刈りに要するトラクターや草刈りアタッチメントなどの導入を支援していくとともに、福島県営農再開支援事業や多面的機能支払交付金事業により、草刈り作業等の作業賃支援を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

4番（菅野新一君） それでは、順序を追って再質問をしたいと思います。

まず、私事ではありますが、今、今年の春から当地区の復興組合の作業班の一員として現在農地の保全管理、景観に携わっております。

そこで、最初に考えるのは、当地区の場合は、24年度から26年度くらいに除染が完了しております。そのため、26年以降の雑草やのり面の、これで除染が終わりなのかという地区的要望があって、大型モアなどで畦畔を刈り、そして、3年分ぐらいのカヤやヨシのすごく繁茂した雑草を高刈りで刈って、そして、終わった状況であります。それで28年度には大方除染が終わったということになっております。そのため、当地区の場合は、すごく草刈り機なんかで太刀打ちができない状況、太いカヤなどが、畦畔にあり太くなっている。そういう除染の仕方であるために、土側溝、用水路、全て手をつけていない状況なんです。そのために、私があえて、「これ、来年になったらどうするの」ということで、今回、1番目に用排水路の除染をどうするのか。個人でやれば簡単ということであっても、原状に戻るようなことはありません。その辺、どうお考えですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 営農再開に向けてのご質問だと思います。除染につきましては、まず畦畔、田面、農地ですね。田面なり畠地の表面については削り取りを行うということではあります、また、水田等の畦畔については、草刈りと堆積物除去、あと土水路については、先ほど答弁しましたように、当初は水の流れているところは対象外だというようなことと、土水路にも手をつけないという状況がございました。先ほども答弁させていただ

きましたように、やはり水路については全て村にとって必要なものだという話を国のほうに要望しながら、何とか水が流れているところも水かえをしながら、水を切った状況での堆積物除去等をするという方向になったところであります。

また、一方では、当初の除染の計画は削り取りをした後、客土だけで終わるということでありましたが、やはり営農再開に向け白砂系の客土では困るということがありましたので、平成26年から地力回復工事という形で手戻りもしながら行ってきたところでございます。

そういうことで、佐須地区におきましても、除染が終わった後、その後また地力回復工事とか、あとは水路等の土砂上げという部分が手戻り工事でなったかなというふうに思っております。

佐須地区のように、各行政区、地区のほうからも水路についてはいろいろ要望等が上がっているのが現実でありますし、いろいろ今の復興組合等の活動の中でできるか、できなかいか、または除染をしたのか、していないのかという部分も国のほうと調整して、地元の代表の方とも今相談をしているという状況でございます。

なお、除染をしていないという場所については、環境省が責任を持ってやっていただくという形で進めておりますので、佐須地区におきましても、今、その経過の中にあるのかなというふうに思っておりますので、今後とも、地区の方々、あと村と国とで連携しながら進めさせていただければと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

4番（菅野新一君） その土側溝と、ここに書かれているように、水がたまっていれば放射能が遮蔽されて何ら影響がない。事実、私どもの地区の場合は水なんか流れていないです、U字溝入っている場所であっても。また、土側溝であっても水なんか流れていません。そのため、唯一基盤整備した地区なんですかけれども、排水路は非常に太い、そして土側溝になっております。U字溝も一向に、堰からとっているU字溝以下、下流まで一切除染もしていない。そして、土側溝ももちろんしていない。そうしたら、今回、私が言うのは、そういう除染がきれいにされていれば堰などの整備をしなくてはならない時期になっているのにもかかわらず、そういう状況が佐須地区の上流から一切、堀などが除染していない。そういう苦情がいっぱい出ているわけだ。そのところを、何で、国の莫大な除染費用を使って、それで終わりかという、そういう不安があって、営農再開もできない。家にも帰ってこられない状況、そういうことが続いているのが一番の原因ではないかと私は思うんですが、いかがですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、おただしいいただきましたお話では、除染をしていない場所については、これは国に責任を持ってやっていただくという形で進めております。除染が終わっているところについては、今度は、それぞれの地権者等の方々に保全管理をしていただくということで進めております。佐須地区においても、その辺の除染をした部分なのかどうなのかの確認とか、今後、そういう除染が終わったところについてはどんな方法で管理ができるのかという部分も今現地で確認をしたりしているところもありますので、その辺、除染をしていなければ、これは国に強く求めてまいりたいと思いますし、除染をしたところであれば、農業復興組合と国等の支援を受けながら進めさせていただければと思

っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

4番（菅野新一君） そういう現状が続いております。そのために、この件は、国や村、地区的役員とかでもう一回現場を確認しながら、一步、二歩でも進めないと、本当に営農再開なんかできる状態ではありません。のために、今後、こういう、莫大な費用を使って除染したんですから、これだったら完璧だなというぐらいの除染をやっていただきたいと考えるわけであります。

2つ目としては、田んぼなんですけれども、とにかく高低差が30センチもあるような客土の仕方、そして、田んぼの畦畔に土手がない。そういうふうな状況が数ヵ所見受けられます。今年も唯一、3反歩の1枚田なんですけれども、それを最後まで残すかなと思い、荒らしてもおけないと思って、草刈って、うなって、ヒマワリをまいたんですけども、来年、万が一、田を、水稻をつくる、そういう場合には莫大な費用がかかるわけであります。それで、除染が終わってきれいに原状復帰になったのかなというところが疑問なので、今回、2つ目の原状復帰になっていない点をお尋ねいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染後の農地につきましては、今、議員からおただしさりましたように、本当に営農再開ができるのかと思われるような場所もあるというふうに認識しております。畦畔等、除染作業で畦畔が壊されたという部分については、これは国のほうの責任という形で、要望等があればすぐさま対応しているという状況でございます。ただ、除染が終わった後、二、三年過ぎますと、どうしても畦畔の構築部分が崩れているというのも現地を見ますとある状況であります。そういう意味では、農地水等活動の中で、震災前は埋め立ての構築的な作業などにも農地水が該当したというような部分もございます。今の営農再開支援事業の中でも機械を使いながら、埋め立ての部分を構築するという部分は該当しておりますので、まずは、除染で壊れた部分については、これは国の責任で直していただきますが、除染を完了して、これから作付をするという部分については、地区の方、あと村のほうにもご相談いただきながら進めさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

4番（菅野新一君） そのようにお願いしたいと思います。

次に、除染土砂というふうに名目をつけましたけれども、実際、土側溝の場合、剥ぎ取りもしない、そのままで荒れ放題のカヤやヨシがいっぱい蓄積されている。その土砂を上げた場合、これは村だけで責任を取れというのではなくて、やはり国とか、除染後の後始末としてやっぱり上げるべきではないのかなと、私はかように思うんですが、その辺はどうお考えですか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおり、先ほど答弁もさせていただきましたが、当初は、国のガイドラインでは、土側溝については除染をしない範囲ということでありましたが、平成27年の途中からではありますが、手戻りをしながら土側溝の表面の表土削り取りはメニューに入れていただいたということあります。議員おただしの箇所がどういう状況かという部分も調査が必要ですが、基本的には除染のほうで削り取り、一応5センチ

程度は削るという形でしておりますが、その辺も現地のほうを確認させていただければというふうに思っております。基本的には除染で土側溝についても削り取りの除染をするというふうになっておりますので、何かございましたら、ご相談いただければというふうに思っております。

以上であります。

4番（菅野新一君） そのようにお願ひいたします。

次に、野焼きの件なんですが、本当に野焼きをしないと、とにかく畦畔が1メートルあったのが2メートルになっている状況が、原状復帰されていないことが一番原因かと思いますけれども、この5年、6年の長い年月の中で、毎年畦畔の野焼きは共同でみんながやっていたわけです。そのために本当にカヤやヨシの古い、3年前から蓄積された大量のものです。それが野焼きができないとなったら、やっぱり原状復帰は無理なのかなと私は考えて、今回、野焼きもできないんですかという質問であります。答弁のとおり、それも理解いたしますけれども。本当に早急に、とにかく農家の場合は、そういう産業廃棄物ではなくて、ただ、草や雑草が蓄積されたものが燃やせないというのすごく大変な負担になって、きれいな農地も管理もできないという状況が続いているわけであります。そのために、ぜひ早急にそういう野焼きができるような方法を考えて、村では極力負担にならないようにお願いしたいと考えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、質問を変えます。再生可能エネルギーの点でありますが、太陽光発電、経費が多くかかる、20年後の負担も、閉鎖する負担もかかる、それは村も個人も一緒だと思うであります。村は村で村のお金でできるから、それでいいということではちょっとないのではないかと私は思うんですが、その辺はこれから農地が管理、多くの農地が何十町歩、何百町歩という田んぼや何か、今3万5,000円の範囲内で景観形成をしておりますが、それが続くとは考えられない状況が続くので、やはり農地または森林など、こういう他産業に移行するような状況はやっぱり今後考えなくてはならないのではないかと私は思うんですが、その辺をお尋ねいたします。

村長（菅野典雄君） こういう災害になって、再生エネルギーをやはり入れていくというのは一つの大切な方向だと思います。ただ、いい話ばかりではないということでありまして、村がかかわっているのは、全て20年たったときに、もっと使えるのかもしれません、最終的にはそこが処分されるといいますか、そこまで全部、条件なり、あるいは経営の中に組み込まれております。ですから、間違いなくもとの景観に近い形に戻る。つまり、そこがつくられたものがそのまま残って非常に大変な状況になるということではないということであります。ただ、それ以外の民間のものはそこまでやっているのかどうかというの非常に心配なところであります。20年後でありますから、かなりやっぱり状況が変わるというときに、しっかりととしたそういう計画なり、あるいは約束事がないといけないということではないのかなという気がします。

また、いろいろな話がありますが、村もかなりいろいろな業者さんと話があって、進めたときもありますし、進めないとこともありますけれども、いずれにしても、やっぱり20年という非常に長い期間、あるいはそれ以上になるかもしれませんから、そういう意味では、

信頼関係がしっかりと結べる、安心して任せられる、あるいは20年後にどういう土地の利用ができるのかということをやはり真剣に考えた上で事を進めないと、我々がいなくなつた後の次の世代に大変な遺恨を残すということになるのではないかと。そこを非常に村としては慎重にやっていかなければならないし、留意しなければならないことではないかと、このように思っているところであります。

4番（菅野新一君） 質問を、最後の質問にいたします。

村の75%が大方森林である。そういう状況の中で、バイオマス熱利用などはまだまだ一向に進めようとしない。そういういろいろな灰の問題から、放射線量の2.5以上は処分ができない。そのような状況は続いているのもわかりますけれども、やはり今回の森林組合の話では、チップ材をつくる機械も導入するというような話がある中で、やはり村も一つになってそれを利用し、またほかの飯館村だけでなく、もし余るようあつたら、ほかにも燃やしてもらえると、熱利用してもらえる、そういう状況を、やはり今回、早急に国や県などと相談して進める状況でなければ、一向に今の状況からは進まないと思うんです。やはり、設備投資はもちろん国でやってもらう。そして、何年か後、そこにはそういう産業が始まれば雇用も生まれる。森林組合も何とか生業となる。そういう状況を考えてやらなければ、これはいろいろな問題、灰の処分、何かありますけれども、それはあくまでもこういう状況になったのは国の責任とか、放射能の責任があるのではないかと私は思うのでありますけれども、その辺はどのように、村としてはタイアップして考えなくてはならない。農地も大きな問題ですが、森林の資源の利活用というのはかなりメリットがあるのかなと思うんですが、その辺をお尋ねいたします。

副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりであります、実は、三、四年前になりますかね、山の木の調査をしました。東芝のほうに業務委託して森林の線量調査をして、やはりあの当時も、山、木の樹皮、それにはかなり含んでいます。しかし、木の中までは入っていないと、こんな状況ではありました。それで、木質バイオマスの発電のほうの、最初、熱ではなくて発電のほうのそういう協議もしたわけですが、やはり行き着くところは今ご指摘の灰の処理なんですね。国のほうでは、事業はできますよという話はします。しかし、後の灰の処理とかそういうものについては、一切、そこは自己責任の話なんです。

ですので、全然何もやっていないわけではなくて、あらゆるところに要望しています。しかし、灰の処理というのは一番ネックになって、国の方では、処理、8,000ベクレル以上については、中間貯蔵に持っていくなんていう話は一切しませんし、8,000ベクレル未満のものであっても、先ほど村長が答弁したように、これも以下だからといって、そういう産廃の処理業者が処理してくれるかというと、これもまたしかりでありまして、そうしますと、やはり灰の処理が最大のネックになっていますが、それとあわせて経営的なもの、経営をしていく場合に、村がこれから先、森林組合が事業主体になったとしても、経営的に安定をしない限り、村がそこに支援を続けるというわけにはいかないので、長期的な見通しが立つまでは、先ほどの答弁のように、森の手入れ、山の手入れをしながら、時期を待って、そういう木質バイオマスの熱供給、これは当然、私たちも必要だと思っています。役場のボイラー、きこりのボイラー、耐用年数が来ていますから、そういう意味では、

今の森をきれいに、山をきれいにしながら、そういう熱供給で山をきれいにできるのであれば一番いいわけですよね。

ですが、今の大きな課題が2つ、前向きに考えられないところがありますので、当面は、バイオマスではない方法で森をきれいにしていく。例えば除間伐もありますけれども、以前、里山の再生の一環として、獣害対策、イノシシ、猿、道路から20メートル、30メートルぐらいきれいに除伐をして、イノシシ、猿が里山といいますか、家に来ないような対策もしていましたが、年次別計画を立ててやっていましたが、そんなふうなことも含めて、当面は里山の再生に向けたそういう山の仕事をしていくしかないのかなというふうに思っていますが、いずれ大切だと思いますから、そういう不安材料と課題が克服できるようになれば、木質バイオマスも当然必要だというふうには思っております。

4番（菅野新一君） 今、答弁があったように、放射能の灰の問題、そして、採算性の問題、片方では、チップをつくる何千万もの機械を導入しやろうとしている森林組合もある。その中で、やはり灰の問題は除染からいえば灰なんか微量だと考えられる。村独自で保管場もつくることも可能ではないかと。それが本当は国で責任をとるというのが普通一般的に考えて常識ではないのかなと。それが国でだめだから、それはどうにもならない。8,000ベクレル以上の木を燃やして、高濃度の放射能が出るから、それが処分に困るんだと、そういう考え方方が今後、事が進まない、長引くのかなと考えるんですけども、その辺、もう一度お願ひします。

副村長（門馬伸市君） 菅野議員も国といろいろ協議しているので、私がお答えしたことは十分理解をしての再質問かなというふうに思います、草の野焼きにしても、全てやはり後の部分が、先ほどの野焼きの件もありましたが、全てそこに行き着くんですね、灰の処理。野焼き、例えば了解になったとしても、その灰を国のほうで最終的に処分するという話をしてもらえば問題はないんですが、それが今のところは幾ら国の責任といいながらも、それははつきりと国で処理しますと、そういうふうに言ってもらえば心配はないわけですが、その灰を、例えば村に一時保管したとしても、一時じゃなくて長期にわたって高濃度の灰が村の中にあるとすれば、村民の皆さんにはやっぱり不安ですね。いつ持っていくかわからないわけですから。そういうことが解決しない限りは、安易にそういう事業に取り組んでいいのかどうかというのは、やはり村としても、今後のこともありますから、重要な課題が見通しがつかないままに着工する。国のほうでは補助金出しますよと、これは言いますよ。でも、後の処理は縦に首を振らないわけですから、その状況の中ではなかなか取り組めないというのが現状なので、ご理解いただければというふうに思います。

4番（菅野新一君） それはそういう理由だとは理解いたしますが、やはり前までは里山の景観で、獣害が農地に出ないような作業でもよかったです、この災害がある前は。それでも、今は、この大部分が村の森林の中でこのまま大木のままにずっと長く放置するのか。それとも、やっぱり一歩でも進まなければ、やはり今が進むべきだと思うんですけども、私は。ここ2年、3年のうちにどんどんと方向性を決めないと、このままで森林の整備とか利活用は当分はなくなるのかなと、3年後に木を燃やしても大丈夫ですよとなつた場合に、今度は機械導入は今度は補助も何もない、国ではやってくれない。そういう状

況が続いた場合はどのように考えるんですか。

副村長（門馬伸市君）　　このまま黙って見ているということではなくて、今までずっと国に対して里山再生のための事業を、モデルだけではなくて、向こう5年から10年ぐらい、国でやらなくても村が事業主体になって交付金事業でやってくださいよという要望をずっと出していますし、ですから、森林組合の仕事のことでも今は質問の中にはあるのかなというふうに思いますから、そういう山の手入れのための仕事というのは、これから國のほうから、村のほうでもとっていくといいますか、事業を導入していきたいと、こういうことで何回も要望を出していますから。いずれ、どういう形になるかわかりませんが、このまま放っておくということではなくて、一日も早く、やっぱり里山の再生を図って、安心して村に村民の皆さんのが戻れる環境をつくっていくということも大変ですし、山がいっぱいあるわけですから、山の手入れのための仕事、除間伐だけではなくて、山の手入れの仕事もとしていく必要があるのかなと、こんなふうに思っていますから。木質バイオマスだめだから、山の手入れを何もしないで何年も置くということでは決してありませんので、ご理解いただければと思います。（「質問を終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君）　　1番　相良　弘君。

1番（相良　弘君）　私のほうからは3点ほど質問いたします。

第1点目は、飯館村への移住者政策についてお伺いしたいと思います。

飯館村の避難指示が解除されて2カ月が経過しましたが、帰村率は1割にも満たない数字となっております。村内の草野小学校、飯樋小学校、臼石小学校、3校合わせた新入生は2人となっております。将来の飯館村の姿を考えたとき、まことに寂しい限りであります。

このような状況のもと、村では、飯館村のよさをPRし、積極的に他町村からの移住者を受け入れ人口増を図るべきではないかと思いますが、村の考えをお伺いいたします。

2点目は、学校教育の基本方針についてあります。

村では、学校教育の環境整備を来年4月の開校に向け着々と進めております。環境整備については順調に進んでおりますが、肝心の教育についてどのような基本方針のもと進めしていくかをお伺いいたします。

昨年、全国学力テストでトップクラスの学力を誇る秋田県東成瀬村の小中学校を視察研修してまいりました。この研修には教育委員会、村内小中学校の校長先生も同行しております。この研修の成果が村の教育方針に反映されているのか、教育の基本方針についてお伺いいたします。

最後に、3番目として、バランスシートの作成についてあります。

飯館村の平成29年度の予算は200億円を超える大型予算となっております。当然、固定資産の取得、廃棄が生ずると思われますが、村の資産、負債の財政状況を明らかにしたバランスシートを作成し、村民に知らせるべきだと思いますが、村の考えをお伺いいたします。

以上です。

村長（菅野典雄君）　　1番　相良　弘議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の飯館村への移住者政策であります。

村では、復興計画を1版から5版までつくらせていただきました。この中の最後の5版の中の村の復興計画のいわゆる基本は、「ネットワーク形のむらづくり」というキャッチコピーを上げさせていただいたところであります。これはどういうことかというと、村に戻った人も、それから、戻れない方も、さらには、この村とのかかわりがある村外の方も一緒にになって飯館村の復興再生をやっていこうと、こういうことでのネットワークのむらづくりでございます。

ですから、定住対策についても同様でありますて、村民が一人でも多く戻ってもらうことに対する施策はもちろん大切でございますが、村外からのIターンとかUターンあるいはその他の移住者、以前は村の中にもいろいろなつながりや、あるいは村民の人の温かい心で何人かの方が入ってきているわけでありますけれども、もう一度、やはりそういう移住者を多く呼び込むことが村の活性化につながっていく、復興につながっていくと、このように考えてのいわゆるネットワークのむらづくりのキャッチコピーだったわけであります。

そこで、現在、村民の方に戻ってきていたくためのあらゆる施策を今講じているところでありますが、一方では、役場内で移住対策の一環として必要なことを今急いで検討をしているところであります。例えばほかの方が来た場合に必要な土地とか住居とか仕事などについて、村ならではの支援の検討というものをやっぱり考えていかなければならぬのではないか、このように思っているところであります。

例を挙げますと、あくまでもこれは例ですが、村に定住を希望する方に村が用意した土地を無償で貸し与え、一定期間内に住宅を建て、さらに一定期間以上村に住んでいただいたらば土地はそのまま差し上げるとか。あるいは、「母になるなら飯館村、子供を育てるなら飯館村」のキャッチコピーの案もあるのではないかと、このように思っているところであります。

今、急いで、いつごろそういうことを出して皆さん方にご理解をいただきて、村としての定住対策ということで出していこうかということで、今、内部で検討をしているところであります。これまでの対策よりさらに一步踏み込んだ対策を検討していくって、これからだなどこのように思っておりますので、何とぞご理解をいただければというふうに思っております。

また、村では、昨年より参加しております、我々が、村民の大方が避難のお世話になっております福島市を中心とした福島圏域首長懇話会の事業がありまして、去る7月1日に、その中で東京都において村をPRしながら、圏域の市町村と一緒に村を定住先の候補としていただくために定住相談会を開催する予定であります。そこに参加をさせていただくということであります。村は復興の道半ばであります。他の市町村との差はありますが、圏域市町村とも連携をして取り組みを進めていきたいと、このように考えております。

村が生き残っていくためには、外から人を呼び込み、定住につなげることが重要課題でありますので、ただいま相良議員から質問がありました、まさにそのとおりということでありますて、今後もしっかりと取り組んで案を出していきたいと、このように思っておりますので、何とぞご理解をいただけるようにお願いしたいというふうに思っております。

他の質問は、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

教育長（中井田 榮君） 私からは、2番目の学校教育方針についてのご質問にお答えをいたします。

昨年の研修では遠いところ大変お世話になりました。ご承知のとおり、秋田県東成瀬村は、秋田県南部の山間に位置し、本村同様、日本で最も美しい村連合に加盟している人口2,700人余りの村であります。東成瀬村で実践しているのは、探究型の授業を小学校、中学校を通して、どの教科でも徹底して行っていることでした。

飯館村でも、昨年度から同じ探究型の授業として、飯館型授業スタイルというものを小学校、中学校の先生方が話し合って作成し、小学校、中学校を通じて徹底して行うようにしております。

また、東成瀬村では村営の塾を運営をしておりますが、本村でも今年度6月から放課後塾を運営することとして、参考にしております。

東成瀬村では、講師については、教員でなく外部に委託する。2つ目には、費用は全て村で負担する。3つ目には、子供たちにいろいろな人と触れ合わせ、「人のシャワーを浴びさせる」ということを教育の特色としております。

飯館村でも、現在改修を進めております中学校施設は、前庭やランチルーム、カフェ、語り部コーナーなど、日常的にたくさんの地域の方々が学校に訪れ、さまざまな形で触れ合うことができるような機会を設ける予定で進めております。

また、いせひでこさんや柳田邦男さん、花まる学習会を初め、多種多様な方々を講師として学校に迎えることにより、子供たちに多様な価値観に触れることができるよう取り組んでまいります。

総務課長（愛澤伸一君） 私からは、ご質問の3点目、バランスシートの作成についてのご質問にお答えいたします。

現在、村では、総務大臣の通知に基づきまして、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提としました統一的な基準による地方公会計の整備を進めているところでございます。

平成28年度におきましては、固定資産台帳の整備の第1段階として、各担当でそれぞれ所管しております備品、建物、公有林、水道管などの資産台帳の情報集約作業を行い、今年度も継続して必要な情報の整理を行うこととしております。

国からは、平成29年度末までにこれらの整備を終えるよう要請されておりますが、できる限り早期に貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等の財務諸表をお示しすることができるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、現在の村の財政状況でございますが、平成27年度決算におきましては、標準財政規模に対する元利償還金の比率である実質公債費比率は、制限基準、国が基準を設けておりまして、これを超えるなというものでございますが、制限基準が25%に対し村は6.6%、標準財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合であります将来負担比率は制

限基準350%に対して算定上ゼロ以下と、いずれも制限基準を大幅に下回っている状況でありますて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標におきましては、村の財政の健全性については十分保たれているという状況にございます。

なお、今後とも、国・県の補助金等々、財源の確保に努めるとともに、事業の精査、経常経費の削減に努め、健全財政の維持に努めてまいります。

1番（相良 弘君） それでは、第1番目の移住者対策についてお伺いいたします。

飯館村は日本で最も美しい村にも加盟しておりますし、また、小中一貫校あるいは認定こども園と、飯館村のよさは結構ありますので、それをもっと積極的にPRしていくべきではないかというふうに思います。

企業誘致も一つの方法ではないかと私は思っております。その中で、例えば村民が他町村で営業している場合、飯館村がこういう状況になったということで、村内に戻って営業活動、工場などを再開したいという場合に、ほかの企業誘致の企業とは違った、村民がせっかく戻ってくれるわけですから、それについて、例えば準備金等、そういう助成なんかは考えることができないものかというふうに考えます。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしまして、商工業者の方々の避難先から村内に戻ってきての再開ということでありますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今、昨年度からでありますが、村内で事業所等を再開するという方々については、県の4分の3事業がございまして、これについては、申請等については直接事業主と県との関係でありますが、商工会がその申請者のお手伝いをしながら、昨年、多分20数件が申請をしているという状況で、昨年度1次から2次募集までかけて、今現在、それを活用して、4月1日以降戻っている方々もございます。それにあわせて、村としては、その4分の3、75%でありますので、そこに5%の上乗せをするという形での支援も昨年度から実施しているということでございます。情報としては、昨年の7月ころからその事業が始まるということで、村と商工会が連携しながら、その説明会をしながら、あとは商工会会員のほうにも商工会のほうから情報を流して申請等のお手伝いをしているという状況でございます。

以上であります。

1番（相良 弘君） ただいま答弁していただいたのは、震災前に飯館村で事業をしていました。震災になって避難した。そして戻ってくるということであると思うんですけれども、私がお聞きしたいのは、企業誘致といつても、最初から避難、原発事故前に村外で営業しているんですよ。それを例え黙って、自分も飯館村の生まれだったから、今度は飯館村に戻って事業を再開して何とか貢献したい住民もいますから、それらを含めて飯館村に戻りたいという人がいるわけです。だから、その場合の、さっき答弁したのと違った助成金なり、そういう制度があるのかなというふうにお聞きしたわけです。

村長（菅野典雄君） 今から何年前ですかね、十四、五年前ですか、飯館村に企業誘致という補助事業があります。なかなかその当時、ほかから来る方はいないだろうけれどもということで、村内の事業所にほとんど使っていただいて、最高6,000万円まで、あるいは総額で何回かも使えるということでやっているんですが、それは今も村外からの会社に該当、

当然いたしますから、そういう補助事業の要綱の中で村としては応援できると、こういうことでございますので。どちらかというと、村外のそういうやつていらっしゃるところに企業のための支援事業というのは村でやっているということがわからなかつたとすれば、それは村としてのPR不足ということになるかもしれません。本来は村外からもそういう方のためにということだったんですが、なかなか来る方たちがいないんじゃないかなということで、ほとんど村内の事業所が今まで何回も使っていただいているということです。

以上であります。

1番（相良 弘君） それでは、2番目の教育の方針のことで質問いたします。

飯館村独自の教育方針については、飯館型授業スタイルということで今検討中ということも伺いました。ただ、私思つたのは、昨年の研修で一番印象に残っていたことは、校長先生なり、あるいは教育長が思つている教育方針が現場の教員になかなか伝わっていないんでは困るから、現場の教員を何ヵ月間かけて研修させるんだということを伺つてきました。それはもつともだなというふうに感じたものですから、飯館村ではそういう研修をさせるというふうなことは考えているのかどうか、お伺いします。

教育長（中井田 榮君） 飯館村は、これまで、夏休み中に2日間にわたつて職員の研修をしております。いろいろな形で今までやつていますけれども、例えば放射能にしても、教育の内容にしても、講師を呼びながら、さらには村長初め、教育長、今までアドバイスを受けていました海野先生を初め、話をしながら、村の教育の内容について説明をし、ご理解をいただきて、先ほどお話ししました探究型の授業にしましても、東成瀬ではありませんけれども、なるべく一律の詰め込みの方式ではなくて、やっぱり心の教育を含めながら飯館ならではの教育を進めているところでございます。

1番（相良 弘君） ただいま説明を受けたわけですけれども、そのいろいろな研修はやつてあるんだということについては、単発的にやつてあるんでしょうか、それとも、一定期間の期間を設けて集中的にやつてあるということなのか、お伺いします。

教育長（中井田 榮君） 夏休みを利用しながら、集中的に2日間にわたり研修をさせていただいております。

1番（相良 弘君） 次に、バランスシートのことでお伺いいたします。

先ほど説明を受けたわけありますけれども、バランスシートの長所といいますか、それはここにも書いてあるように、将来、飯館村の財政が悪化した場合に財政健全化計画とか、あるいは、今のところはないわけですけれども、工期が2年間にわたる場合の会計処理等についていろいろな長所があるわけですけれども、今鋭意、総務省からも要請があつて進めているということなんですねけれども、実際に、今年は勉強しているということなんですねけれども、実施できる時期について目標があればお伺いしたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君） 国からの指針としまして、今年度中にということでおございまして、現在、村のほうでは、29年度の決算時期に向けて、こうした関連帳票を整備したいということで進めているところでございます。

1番（相良 弘君） バランスシートをつくる場合は、なれないと大変だとは思いますけれど

も、今はそういうソフトもありますし、ある程度ちょっと研修を受ければ理解できるような気がいたしますけれども、そういうソフトなんかを買うおつもりはあるわけですか。

総務課長（愛澤伸一君）　国のほうからの指導等々で必要な書類をこれから整備していくわけでございますが、県等とも協議をしながら、もし必要ということであれば恐らく全県的に共通なものを導入するようになるのではないかというふうに思っております。今後、何か県のほうから指導があるかもしれませんので、その際には対応してまいりたいと思います。

1番（相良 弘君）　私の質問を終わります。

議長（大谷友孝君）　2番 高野孝一君。

2番（高野孝一君）　2番 高野であります。平成29年第7回村議会定例会に当たり、私は2項目、4点について一般質問を行うものであります。

さて、去る3月31日に、長泥行政区を除き、避難指示が解除され、3カ月に入りました。提案理由の中で、村に帰還した方を含めて村に住んでいる方は204世帯で397人とのことでありますから、アンケートから推計しますと帰還率が非常に低い状況になっております。今後、復興とあわせ、人口減少問題に対しても積極的に取り組んでいくことが重要であると感じたところであります。

それでは、一般質問に入ります。

第1項目、農の再開についてであります。

1点目は、飯館村営農再開ビジョンであります。避難指示解除までの6年間という時間は、村の基幹産業であった農業という職業に対する意欲というものを大きく低下させたことは否めません。これまでに営農再開に向けては、多くの方々が参画し、復興計画に一定の方向性を描いてきました。そして、飯館村営農再開検討会議の答申を受けて村がまとめたようあります。「そろそろ、はだづべ」の表紙から始まり、4つのステップについて記載され、見やすいダイジェスト版になっております。つきましては、この営農再開ビジョンを具体的にどのように生かして、農業再生、農業振興を推進しようとしているのか、方針をお伺いいたします。

2点目は、営農再開に向けては、さまざまな補助事業のメニューがあります。その中の一つに原子力被災12市町村農業者支援事業、通称4分の3補助事業があり、村が5%上乗せをしております。この事業は、当初、補助要件が厳しく使い勝手が悪いということで、議会としても、使いやすいように国へ要望した経緯があります。その後、変わったというふうに聞き及んでおりますが、採択基準とこれまでの申請状況についてお伺いいたします。

また、生きがい農業についても同様にお伺いいたします。

次に、第2項目は、学校の再開に向けてであります。

本年度は、学校再開に向けて施設や環境、そして教育内容についても整備されますが、一人でも多くの子供たちが村に戻ってきてほしいと願ってお伺いするものであります。

1点目、平成30年4月から村での学校再開の取り組みについては、これまでいろいろと協議されております。また、新聞等においても報道されているようですが、学校再開に向けて、飯館村ならではの特色ある教育を実践するための取り組みについてお伺い

いたします。

2点目、学校再開にかかる施設整備工事の早期完成を目指して、第1工区、これは既存の校舎の大規模改修と給食センター及び小学校体育館の新築や屋外整備、第2工区は、体育館の改修と認定こども園及びプールの新築や屋外整備等に分けて請負契約を締結し、工事着工に入りました。

双葉郡葛尾村では、当村と同様に、平成30年4月の学校再開に向けて動いておりまして、既に去る4月30日に学校見学会を開催し、保護者や児童生徒が参加したことあります。

つきましては、2工区に分けての発注も年度末には竣工できない施設や外構等もあると推測されますが、再開に向けての影響をどのように捉えているのか、お伺いいたします。
以上です。

村長（菅野典雄君） 2番 高野孝一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

農の再生に向けてということで2点ありますが、関連がありますので、一括でお答えをさせていただきます。

1点目の営農再開ビジョンであります。飯館村の農の再生に向けた道しるべだということで28年度に飯館村営農再開ビジョンをつくったところでございます。これは足かけ6年にも及ぶ避難によって農業ができなかつた多くの村民が完全に農の営みから離れてしまった。そこをどういうふうにするかということで、ステップに合わせて取り組み方や考え方を皆さん方に示していく必要があるのではないかということでつくられたものであります。

具体的には、農地を守る、生きがい農業、なりわい農業、さらに、新しい農業、この4段階を示すとともに、それぞれの段階ごとに取り組む際の留意事項や次のステップ、次の段階に進んでいくためのポイントなどを、取り組みを進めている地区や農家へのヒアリングで得たキーワード、あるいは写真、さらには市場関係からの応援メッセージなどを載せながら、村民の方に一つでも共感できるものを見つけていただき、土を耕し、種をまき、実りをいただく営みを取り戻してもらいたい。そして、次の世代に未来を託す第一歩にしてもらえばと、こんなようなことでつくられたものでございます。

このビジョンについては、これまでのよう普通ですと全戸配布をして、読んでください、見てくださいということですが、多分それではどうしようもないだろうということで、農家の方々と村職員が顔を見合せながらという説明、質疑応答など、支援事業の案内とかをやっているところであります。ですから、地区ごとに説明会をまずはさせていただきながら、今のような状況で6月末までに10地区以上で配布を完了しているところであります。

次に、2点目のことですが、生きがい農業の支援としては、今年度から、ご存じのように、陽はまた昇る基金から補助率50%で限度額50万という単独事業、生きがい農業支援事業ということをつくっておりまして、これまでにも50人以上申し込みがございまして、今回、補正予算にまた50人を上げさせていただいているところであります。

また、なりわい農業のほうの支援ということでは、平成28年12月に県の直接採択補助事

業として原子力被災12市町村農業者支援事業、通称4分の3事業と、こういうことであります。これに村としては、まさかこのような高額の補助が出るとは思いませんでしたが、いわゆる官民合同チームなどに何回も、我々、村としてはやはりいわゆる賠償だけでは足らないので、賠償だけではどうしようもないで、やっぱりいわゆる営農というものをつくっていくべきではないかと、こういう話をずっとしてきた結果、それだけではないでしょけれども、4分の3の補助というものが出来ましたので、村としては5%だけ上積みをさせていただいて80%の補助にしたと、こういうことがあります。

5月末までに126件の届出をいただいた。そのうち、生きがい農業は67件、なりわい農業は59件ということになっておりまして、補助申請をいただいた方は、生きがい農業は60件、なりわい農業は24件が今上がっているということです。

それから、採択基準ということでご質問があったわけですが、1つ目に、村内で営む自家菜園等であること。つまり、生きがいのほうであります、非常に緩くしてあります。いわゆる村に作付の届出をしていること、他の事業と経費が重複しないことなどで、生産資材、農機具、小さなパイプハウスなどの導入や農機具などのリース料、検査費用などに活用した際の領収書、写真つきということで補助金は交付しますよということでございます。

なりわい農業のほうは、村として5%上積みしているための条件を含めると、1つ目に、村内で営む販売を目的とした農業であること。2つ目に、耐用年数中は導入した機械などを処分しないこと。3つ目に、導入する機器等については再開する農業の規模に応じた適正規模のものであることを補助要件としており、農機具とかパイプハウス、あるいは施設の撤去・修繕、花卉苗などの種苗の導入、家畜の導入などが支援対象ということになっています。

その3つ目の導入する機器などについては、再開する農業の規模に応じた適正規模、ここがご質問の内容なのかなという気がいたします。これは福島県特定高性能農業機会導入計画に基づくものであります。例えばホイル型の50馬力のトラクターを導入しようとする際には、原則として、水田で12ヘクタール、畑で15ヘクタールの年間延べ作業面積が必要となります。県知事特認として、震災前に保有していた農機具と同規模のものを買いかえる場合については面積要件を適用しないこととなっているということでございます。

また、この特認条件については、村が県に要請した結果、本年度申請分から適用されるということになっておりますので、個々の農家の方には複数回のヒアリングの際にこのことをしっかりと説明をして、ご理解をいただいた上で導入機器の見直しなどをし、補助金の交付申請をいただいているところでございます。

なお、村としては、個々の農家の必要とする農機具や施設、規模などに応じて、最も有利な事業を多角的に提案をしているところでございまして、これからも少しでも村民がなりわい農業なり、あるいは生きがい農業でうまく村の中で生活ができるようにしていきたい、このように思っているところでございます。

以上でございます。

教育長（中井田 榮君） 私からはご質問の2番目の学校再開に向けての1点目の特色ある教

育の取り組みに関するご質問にお答えをいたします。

現在、平成30年4月からの村内学校再開を目指し、学校施設の整備を進めておりますが、ご質問にありますように、施設の整備を進める一方で、そこでどのような教育を行うかということが重要な課題となっております。

村教育委員会としましては、村内での学校再開を踏まえつつ、できる部分は先取りする形で、今年度、次の5点を取り組みを進めております。その1つ目に、花まる学習会との連携。2つ目に、心と感性を育てる芸術教育・笑育・読育・木育・食育などの取り組み。3つ目に、ふるさと学習の強化。4つ目に、国際理解を深める外国語教育。5つ目に、放射線を正しく理解する放射線・エネルギー教育であります。

まず、花まる学習塾との連携では、花まる学習会のノウハウを通常の授業に取り入れ、小学生向けに花まるの教材を用いた思考力授業を行うとともに、2学期からは朝の時間を利用して行う短時間授業「花まるタイム」を行います。また、中学生向けには、花まる講師による数学と英語の放課後塾を開催するとともに、特別講師による思考力授業を定期的に実施してまいります。

次に、心と感性を育てる教育としては、現在、小学校に支援をいただいている絵本作家のいせひでこさんや組み木の第一人者である小黒三郎さん、さまざまな音楽家等を講師として招き、認定こども園から授業を行いたいと考えております。

また、コミュニケーション能力を育てる笑育や、小さいうちから木のおもちゃにふれる木育、地域のお年寄りから伝統食のつくり方を学んだり、一緒に郷土料理をつくる食育についても進めております。この取り組みは、地域の方々を巻き込みながら、新たに建設する食育プラザの活用につなげてまいりたいと考えております。

このほか、認定こども園、小学校、中学校と一貫した教育計画を作成するため、5月から幼稚園、保育所、小学校、中学校の先生方25名が策定委員となり、教育課程編成委員会を設置し、本村ならではの特色ある教育についての検討を進めております。

なお、今年のこの一連の取り組みについては、あしたの全員協議会で年間スケジュール等をお示ししながら詳しく説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。
教育課長（村山宏行君） 私からは2-2、学校再開に係る施設整備工事の工程についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問のように、中学校エリアにつきましては、中学校校舎改修工事、小学生用体育館新築工事、給食センター新築工事、前庭整備工事を第1工区としており、中学校体育館改修工事、認定こども園新築工事、プール新築工事、駐車場及び校庭整備工事、外周フェンス整備工事を第2工区として整備を進めております。

現在、平成30年4月から村内での学校再開を目指し工事を進めており、今のところ、予定したスケジュールで進んでおります。ご指摘の年度内に竣工できない施設ですが、帰還再生加速化交付金を活用し、国から概算払い事前に交付金をいただいた上で基金会計により事業を進めるため、工事の一部については、翌年度に持ち越すということも見込んでいるところでございます。

現在心配されるのが、第1工区では前庭整備工事、第2工区ではプール新築工事と外周

フェンス整備工事が繰り越しになるというふうに予想されるわけですが、さきに述べましたように、基金を活用しての事業ということがありまして繰り越しになることがあります。ただし、学校の再開には支障を及ぼすものではございません。

なお、一部工事が残った状態で子供たちが通学することにはなりますので、安全への配慮は十分に図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

2番（高野孝一君） 再質問に入ります。

答弁と私の通告した部分に若干乖離性があるというふうに捉えているんですけれども。営農再開ビジョンでありますけれども、これですよね。これは答弁の中にもありましたように、これは全戸配布しないんだよというようなことあります。今、営農再開しようとしているが、何をつくったらいいか迷っている状態なんです。これを全戸配布はしないと。よって、会議、あるいは希望者、窓口に置いておきますから、これを見ていただく。ちょっとそこに住民と役場の考え方には差があるよう思えてなりません。

今回の原発事故による農業再生は、きょうのNHKテレビでもありましたように、双葉郡葛尾村では帰還率10%、農の再開件数が17件というふうに報道されています。今、村では和牛の放牧開始、あるいは小菊の栽培、米の作付に至っては8件で約8ヘクタールの再開が始まったというような流れになっています。

今、申請件数と補助件数についても細かい説明がありましたが、このビジョンを使って、今迷っている方がどうして進むんだという中においては、これは全戸配布すべきじゃないかというふうに考えているんですが、再度、見解をお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） ご質問でございますが、今回の営農再開に当たりましては、今年3月31日に解除される。それからでは、今後の農業、営農再開に向けてどうしたらいいいんだという部分ではやはり時間がずれてくるということで、まずは、営農再開に道しるべとなるものを昨年中に策定しながら、今年、解除になったことを契機に、農家の方々の道しるべとしてこのビジョンをつくってはという計画をしてきたところであります。

県のほうの営農再開支援事業については、平成24年度から、除染の終わった後の営農再開までの準備の期間として、地力回復工事が終わったところについては保全管理をお願いしますということで、営農再開支援事業で進めてきたところでございます。今後、29年3月を見越した中では、やはり一人一人の動きではなかなか地域の営農再開という部分も進めにくいであろうということで、その営農再開事務を進めるためにもそれぞれの地区に農業復興組合という組織をつくっていただきたいということで、平成、多分、27年ころから動いてきたかなというふうに思っております。一応、28年度中に17カ所の農業復興組合ができて、営農再開に向けて、また保全管理に対してのいろいろな支援始業の説明会をしてきたという流れがございます。

そういう意味では、各地区に農家の方々の組織する進める組織が17ほどあります。今年度中に、2カ所、今協議を進めておりますが、19カ所になる予定になっております。そういう意味では、目の前に営農再開等をやはり考えている農家の方々の組織が各地区にできるということもあったものですから、まずは説明会等でこれらのビジョンをやはり説明

したほうがわかりやすいんではないか。あとは別添で国・県の支援事業等も一覧にまとめながら、それらも含めて説明をするという形で、ある意味、このビジョンで道しるべとして見ていただきながら、あとは国・県の支援事業の説明をするということで、まずは当面、対話方式の中でこのビジョンを知っていただくほうがよりよいのではないかというような形で考えて進めてきたところでございます。

以上であります。

2番（高野孝一君） 趣旨はわかるんですよ。ただし、こういう立派な冊子をつくったという点では、非常に見やすいつくり方になっていますから、方向性としてはいいんです。ただし、今言ったように、せっかくのこの営農再開ビジョンをなぜ全戸配布しないんだという点について、どういう考え方を持っているのかということについて回答を求めているわけであります。

副村長（門馬伸市君） 多分、担当のほうとしては、できるだけ膝を交えて内容を農家の皆さんにお知らせしたい、あるいは意見をじかに生の声を聞きたいということで、今の答弁になっているのかなというふうに思います。農家以外の方で農業をやりたいという方もいるかもしれませんし、いろいろな意味で、新しく村に移住して農業をやりたいなんていう人もいるかもしれませんので、復興組合に入っている人ばかりではないと思いますので、入っていない人についてはやはり配らないと出席もしないわけですね。ですので、対象者を限定しないで、商業をやっている人も含めて皆さんに配る資料の部数はあるかと思いますので、そんな対応をさせていただきたいと思います。多分、そういうつもりで、じっくりお互いにということで、多分今の説明会を開いているんだと思うのですが、そうでない方もおられると思いますので。

2番（高野孝一君） 私の思いはそういう点にあります。今、答弁の中で、6月末までに10地区以上で配布を完了というわけでありますから、復興組合的には半分以上の方に渡っています。実は、私は窓口でちょっとと話を聞くために立ち寄ったところ、これをいただいております。ある議員は、これは見たこともないというような状況になっておりまして、急遽、今朝、取り寄せて手元で見た議員もおられます。そういう点からしても、やはり、農に携わらない、これからは会社をやめた方、あるいは公務員であったり、団体職員であったり、そういう方々を5年、10年はやっぱり必要とする農業をやっていかなければならないんじゃないかなというふうに、研修の結果からも思うわけでありますので、ぜひ早期の配布を求めるものであります。

この中のステップ1、農地を守るという点では、現在、保全管理ということだろうというふうに思っています。今、地力回復工事が予定どおり進んでいるかというふうに思うときに、過日、比曽地区を現場調査しました。笹峰が完了しただけで、あの一地区、広大な面積、秋までには、私の主觀では、終わらないだろうというふうに見てまいりました。また、昨年までの終了状態というのは53%というふうに答弁しておりますから、この地力回復工事がおくれることによって営農再開に大きく影響するわけであります。さらには、10アール3万5,000円の福島県の営農再開支援事業、これは来年度で事業が終了する予定だというふうにも伺っています。そうした点からして、営農再開には、引き続き、この保全

管理の10アール当たり3万5,000円の事業というものは継続を求めるべきじゃないかといふうに考えておりますけれども、村としての見解をお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの中での比曽地区の地力回復工事の対応であります。実は、比曽行政区といいますか、地区と国と、あと村も入っておりますが、協議の中で、ぱつりぱつり地力回復工事をやるのではなくて、一斉にやってほしいというような要望がありまして、今後、計画では岩部側のほうから南に下がってくるというやり方で今行政区と国のほうが協議しているということあります。そういう意味で、地区との相談の中で地力回復工事の部分を進めるという流れになっておりまして、今後、進めると。ただ、1カ所、比曽の長泥寄りのほうであります、実証試験の関係があつて、そこ1カ所はやるということですが、そのような内容で進めているということあります。昨日も比曽行政区のほうと除染の部分と、あと営農再開に向けての部分の説明会等々は行っているという状況でございます。

あと、おただしの県の営農再開支援事業、おただしのとおり、30年度が終期という形になっておりまして、村についても、それらの形になるということがありましたので、昨年度来から、まだ除染が終わっていないところもあるということで、30年度で終期にされでは困るということで、国の担当レベル、あと県の担当レベルでこれらの延長をお願いしているということで、内容的には理解はしていただいているという形になっております。ただ、今のところ、何年まで延ばすという回答はいただいておりませんが、30年終期の延長については要請をしているところでございます。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 喫飯のため、休憩いたします。再開は13時10分といたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開いたします。

（午後 1時10分）

議長（大谷友孝君） 2番 高野孝一君。

2番（高野孝一君） 引き続き、再質問をいたします。

午前中も、今、避難指示が解除されまして、営農再開を希望している方がさて何を作付していいのか迷っているという話をしました。先行行政区初め、比較的除染が進んだ行政区にあっては、ヒマワリなどの景観作物、牧草をまいての草刈り、さらには田畠の耕運などで保全管理を進めているようあります。先ほども申し上げましたが、地力回復工事も進まない、さらには水田の土地にフレコンバッグが山積みになっている現状では営農再開に向けての意欲がない、営農再開はできないというような方がいっぱいいらっしゃいます。今、フレコンバッグの話は、さきの全協の中で今後の搬出計画について説明は受けましたけれども、改めて、概略で結構ですから、計画を伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 村内にありますフレコンバッグを中間貯蔵施設への輸送という件でございますが、国のほうの計画では、当面5年間の見通しということで今のところ計

画をしているということで、5年間計画の中では、県内にあります除染から出た廃棄物、約6割、7割の搬出を目指すというふうな見通しを立てているということでございます。

村におきましても、試験輸送で1,000袋、昨年度5,000袋、今年度については2万2,000袋ほど運ぶという計画で説明を受けており、今実際に輸送のほうは始まっている状況でございます。国の方は、やはり中間貯蔵施設となるところのまずは土地交渉、そして用地の取得、あとは中間貯蔵施設としての機能への工事ということで、まずは用地交渉なり、土地取得の進捗が一番問題だというふうな話もありましたが、ここに来て、大分、その土地交渉等とか買収についても進みつつあるということで、若干、5年間の見通しよりは早くおさまるのではないかという話がございました。

また、5年間の見通しの中で、当初、県内から発生する廃棄物が2,000万袋ということではありますが、精査の結果、燃える、可燃物廃棄物について燃やしながらということで1,400万袋くらいまで減るのではないかという見通しもしているところでございます。

前回の全協の中でも説明させていただきましたが、今現在、村内から運び出す部分の割合が、基準がありまして、それが例えば28年度でありますと、県内にある全体の基本枠が50%、あとは双葉の地元の方は20%、あと発生量に応じて30%だったということで、やはり村から考えれば、発生量が多いということで、やはり終わる時期を幾らかでも早くしてほしいということで、29年度においては基礎枠を40%、地元貢献ということで20%、発生量で40%という形で、28年度から比べれば10%ほど発生量がふえているということではありますが、やはりもう少し発生量が多いところの便宜を図ってほしいということで、基礎枠30%、地元貢献20%、発生量が50%の枠になるよう、今後の30年度以降の部分でなるように、改めて要望しながら進めたいということであります。

また、全協の中でもお話ししたところですが、やはり搬出順序ですね。当初は、除染が終わったところからというような計画をしておりましたが、やはり今議員おただしのように、営農再開の方々にやはり邪魔になる部分があるということもありますので、それらも考慮できないかというふうな話もしております、国の方とはそれらも含めて、中間貯蔵施設への輸送についてはさらに協議をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

2番(高野孝一君) 村長も常々基本枠を下げてほしいというふうな要望をしておりますので、村としても早い搬出の要望をお願いしたいというふうに思っております。

そういう中で、今までの農業というのは、やはり各農家が農畜産物についてそれぞれ先行してJAの各部会とともに一生懸命やってきたわけであります。現状は、今までと違った形で、営農再開に当たっては村が率先して、作物あるいは農畜産物を選択できるような形で農家に示すべきじゃないかというふうに考えているわけなんですが、これについての見解をお伺いいたします。

復興対策課長(中川喜昭君) 今現在、営農再開を希望している方、または県の方に4分の3事業や国の方の復興交付金なりの申請している農家の方々は、震災前にやはり主力作物として取り組んでいた作物をつくっているというのが今の流れでございます。ある農家

の方と話をすれば、自分は震災前にやっていた作物を技術も持っているし、それらをまたもとに戻したいんだというような意欲を持っている考え方の方もいるということで、今現在、村のほうにそのような国・県への申達事務でも、そういう考え方の農家の方々が多いというふうな状況であります。

村としても、そういう希望の方々からいただいたものを、販売するルートまできちんと考えていかなければならぬというふうに思っておりまして、なかなか販路が不明確なものを作りましょうという話にもならないという部分では、農家の方々と一致している部分かなというふうに思っておりますが、販路としては農協のほうとタイアップしながら、その辺は、今回作物、つくるものについては、農協なり、花であれば今までの取引の市場のほうとの販路というふうな形で進めているというのが現状でございます。

おただしのように新しい作物ということではありますが、今現在、小菊、福島のほうに避難していた方が村内で営農を再開したいときに小菊も栽培してきたと。あとはJAの合併でふくしま未来になったということでの営農指導の体制も整っているということで、村としても新しい作物として今年実証栽培等を行っていくというような考えをしているところであります。

議員のほうからあります新しい作物、品種という部分もございます。多分にして、検討すればいろいろ出てくるんだろうと思いますが、販路の部分やら、あとは営農指導的な作付の指導、これらがきちんとしていないものはなかなか声がけがしにくいのかなという部分で考えておりますので、その辺については今後も検討させていただきたいと思います。

以上であります。

2番（高野孝一君） 南相馬市では、この被災によって飼料米、家畜の餌米を推奨していたというふうな経緯もありますし、今、課長のほうから説明があったように、農協としては、今年度は小菊の実証栽培、あるいはリンドウ、そしてワレモコウを推奨しているんだというふうな話を聞いております。

これから取り組みとして、福島県であるとか、JA、関係機関を踏まえて、村と一体となって協議して、農家が迷わないような方向性を見いだしてやるというのが大切でなかろうかというふうに思っています。これらの関係機関との協議というものはどのようになっているのか、現状についてお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしいただきましたワレモコウというふうに農協のほうから話があったという部分ですが、今、県のほうと相双農林事務所の普及部と農協と村、3者連携という形でこれまで何度か協議をしてくる中で、県のほうで花卉振興をもっと村で進めたいということで、今、三者で協議をしております。そういう中で、農協のほうから、今お話をいただいたワレモコウとか3種類ほどの品種について村で振興させていきたいと。農協にすると、やはり農協の市場なり、そういうところでの実績ができるかなということで、ふくしま未来のほうの花卉関係の部長さんもおいでいただきながら、今、花卉の振興ということで、今後、セミナーなり学習会なども県の主催でやるというふうな流れでいっております。

一方、販路の関係では、大田花きさんにいろいろご協力いただく中で、今、カスミソウ

についてもそれらの取り組みをしているということでございます。村でいろいろ進める中で、農協、県、あとはそういう市場の業者のはうともいろいろ協議をしながら、つくったが売れなかつたということにならないような形で進めていきたいというふうに協議をしているところでございます。

以上であります。

2番（高野孝一君）　ぜひ協議を進めていただいて販路拡大にも努めてほしいというふうに思っております。

そうした中、農業に携わる後継者対策なんですけれども、この前の南相馬の懇談会の中で、60歳台の男性が、私たちがあと5年、10年はできるが、10年過ぎたら、できなくなってしまうと。その後継者対策を村として必要じゃないかという声がありました。村として、こういう現状の中での後継者対策というものについてはどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君）　おただしのように、今後の農業を考えれば、今60代の方々が主力になっているということで、30代まで下がれば最高だと思うんですが、やっぱり40代、50代の方々が営農に参画してくれればというような思いもしているところでございます。今、担当課、担当係のほうで、そういう若い方々が営農について、意識的なものを、個人的な部分とか、あとは仲間うちの話ということではありますが、5名の方々の名前が出されております。そういう方々については、実際に作物をつくってみるとか、いろいろな知識を得るとかという部分では、もう少し学習の場が必要なのかなというふうな感じをしているところでございます。村としましては、後継者育成という部分で、まずはそういう栽培をしている農家の方々に入られるような仕組みとか、制度的なものが必要なのかなというふうに思っているところでございます。早急に対応しなければならないところですが、その辺についても、今名前が上がっている方々が何とか営農をしていただける、従事者になっていただけるような形で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

2番（高野孝一君）　今の答弁は専業農家としてやっていく方々かなというふうに思っております。実は私も子供がおりまして、この事故をきっかけに子供には農業をやらせないというふうな考え方方に立ってしまいました。やはりもう一度、子供に草刈りをさせるとか、トラクターを使わせるとかというような形で農業に携わってもらって、兼業農家としてやはりやっていかなくてはならないなという再認識をしたところでありますから、今後そういう形で、少しでもやってもらわないと困りますので、後継者対策についても意を用いていただきたいというふうに思っております。

次に、補助申請ですけれども、先ほど、震災前に保有していた農機具は、同等のものを買いかえる場合には面積要件を適用しないことになったと。これは県知事の特認事項に該当させるという話がありました。実は、3月中に何件か、その4分の3の補助事業を申請した方もありまして、面積要件があつて断念した方も実際におります。そういう方に対して、村としてはお知らせ版なり広報なりに知事の特認事項がありますよということを知ら

せるべきじゃないかというふうに痛切に思っておりますが、この対応についてはどのようにお考えでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 特認事項につきましては、この4分の3事業ができましてから、そういう農業の規模に応じた適正規模でということがネックになっているということで、多分、議会の皆様方からも国のはうに要望等を出していただいたかなというふうに思っております。そういう意味では、県のはうと詰める中で、配慮してほしいという部分が、まず県のはうにお話をさせていただきましたが、県のはうでも補助事業の一つという考え方で、県のはうの農機具の機械導入については制約があるという話でありました。そういう中で、何度か話す中でそういう特認事項が今年度から適用されるようになったということあります。担当のほうには以前の部分があれば連絡するようにというふうな話をしておりましたが、再度、その辺について連絡等をしながら、再度検討していただくような形で進めさせていただければというふうに思っているところであります。

以上であります。

2番（高野孝一君） なりわい農業の24件という数値は大変低いというふうに思っています。特認条項があれば、今後5年間の補助期間だというふうに認識しておりますから、ぜひPRをしていただいて、農業をやる方が少しでも負担のないように、お知らせはきちんとやってほしいというふうに思っております。

時間の関係上、教育、学校再開に向けて質問をいたします。

学校再開については、先取りする形で今年度5点の重点事項に取り組むというような話がありました。当初の予算でも花まる学習会、笑育、ふるさと学習等々、あるいはICT、いろいろ予算が措置されて進められるんだろうと思っていますが、改めて、花まる学習塾との連携、あるいは心と感性を育てる教育について、概要をお聞かせいただきたいというふうに思っています。

教育長（中井田 榮君） まず、花まる学習会の件でありますけれども、実は、当初で予算をとっていただきまして、今年度から試行的にスタートをさせていただきました。現在やっている内容でありますけれども、あしたもまた詳しくご説明をさせていただきますが、一つは、思考力の授業をやらせてもらっています。もう一つは、中学校の放課後塾でありますけれども、これはきょう夕方、開校式があり、3年生を中心に、東成瀬の研修でもありました、放課後、スクールバスが来るまでの時間がありますので、その時間を使って3年生を中心に放課後塾をやっていくというようなことで、きょうから開校式をやりながら進めていきたいということでございます。

さらに、心の部分でありますけれども、先ほど、ご答弁の中でもお答えをしております、心と感性を育てるというようなことで、先ほどの芸術の教育、笑育、読育、木育、食育というようなことで、芸術につきましては、いせひでこさん、小黒三郎さん、それぞれ授業をしていただきまして、今後ともそういう形で外部からもいろいろな形で入っていただいて心の教育も進めていきたいというふうに考えております。

2番（高野孝一君）

先ほど、1番議員等々からも質問がありましたけれども、これまでに高知県の高知市と

か秋田県の東成瀬村、さらに宮城県の気仙沼市の中にも視察研修してまいりました。共通して言えるところというのは、やっぱり小規模校の強みを生かした教育、そして地域ぐるみの教育、さらに自然を学習の舞台としているというような点でありました。また、いずれも保護者の共働きが多くて、祖父母の果たす役割が大きいという点も共通点ではなかろうかというふうに思っております。

帰還が進まない中で、地域ぐるみの教育とかふるさと学習というものをどのように進めていく考えなのか、お伺いします。

教育長（中井田 榮君） ご承知のとおり、今まで、中学校も含め、ふるさと学習をずっと進めてまいりまして、震災以降、それが評価をされて、博報賞、さらには文科大臣賞もいただいたわけあります。それを引き続き今年につきましても、帰村、さらには学校再開になるわけでありますから、さらに今まで以上に地域とのつながりを持ちながらふるさと学習を進めながら、心の教育もあわせて進めていきたいというふうに考えています。

2番（高野孝一君） 今年度の取り組みはわかりました。

新聞報道では、福島市で田植えをやったとかいうような報道もありますけれども、来年度は村での学校再開になるわけですから、この辺も重要ではないかなというふうに思っております。その点について、もう一度考え方をお聞きいたします。

教育長（中井田 榮君） 実は、あしたも詳しくやりますけれども、教育課程の編成委員会を実は5月に立ち上げております。この内容は、簡単に言えば、授業、特に国語・算数、国語・数学・英語・理科・社会、その授業の内容、さらには特色ある教育をどういうふうに編成をしていくかというようなことで、実は先生方25名委嘱をさせていただきまして、これは全体の半分以上の先生方に委嘱をした格好になるわけでありますけれども、持ち帰って、さらに学校を挙げて教育内容を編成をするということで、それも含めて、今後とも、村としてもこの教育内容に隨時検討を加えながら魅力ある学校にしていければというふうに考えております。

さらに、それを進めるに当たっては、前にグランドデザインを出させていただきましたけれども、村として、魅力ある教育につきましては6項目、さらに、未来志向の教育につきましては5項目、活性化する教育については3項目の提案をしながら学校に説明をし、さらにこれを教育課程編成委員会の中で検討していただいて、隨時、内容をまとめていきたいというふうに考えております。

2番（高野孝一君） ただいま答弁のありました教育課程編成委員会の話がありまして、そのグランドデザインについても今後協議するというふうな話であります。新聞等々でも報道されましたけれども、この委員会には先生方、あるいは幼稚園も含めての構成となっておるようありますけれども、父兄が、保護者が入ってもいいんじゃないかなと思う点については、どのような考え方でしょうか。

教育長（中井田 榮君） 保護者につきましては、実は、グランドデザインにつきましては、校長会、さらには学校運営協議会、定例の教育委員会等々で検討し、さらに村長、副村長にもご説明をし、方針案として固めて、これをもとに教育課程の編成委員会にこういうふうな基本的な考え方をもとに教育課程を編成してほしいというようなことでお願いをし

ているところであります。

今ほどのご質問の保護者につきましても、この内容についても保護者会、さらには授業参観等々でこちらから出向いて内容等を詳しくパワーポイント等で説明をし、こういった案ではありますけれども、グランドデザインの内容で、これから教育の内容をまとめていきたいと思いますというようなことで説明をしているところであります。

これは、教育課程につきましては、学校長初め先生方が編成権があるわけでありますけれども、ただ、震災以降、今回帰村して学校を再開するということでありますので、村を挙げての事業でありますので、議会のほうにもその都度説明をしながら、内容等についてはいろいろご意見をいただきたいというふうに考えてています。

2番（高野孝一君） 問題は、施設が整備される、特色ある教育が編成されるという中にあって、来年度の入園、入学状況はどうなのかというふうに心配しております。今年4月の入園、入学状況は、幼稚園が6名、小学校が2名、中学校9名の計17名でありました。全校生徒、幼稚園も合わせて、幼・小・中合わせて139人となっております。これは震災がなかった場合の人数640人に比較して21.7%の、減少率にしてマイナス78.3%になっているというような数字です。要は、いかに入園者数、入学する児童生徒をふやすかにあると思っておりますが、募集に関する対策というものはどのように考えているのか、お伺いいたします。

教育長（中井田 榮君） 募集でありますが、実は、今ほどご質問あったように、本来だったならば640人だったわけでありますけれども、現在139人というふうなことであります。今年度の就学する際に、先生方、それぞれ面談をし、今後の考え方についてそれぞれ聞き取りをしているわけでありますけれども、今後、来年でありますが、さらに減りまして、50人ぐらいになるんではないかというふうなことで推計をしているところであります。

そういうことで、今ほどご質問あったように、なるべく多くの子供たちに就学してもらうような手立てをしなくてはいけないというようなことで、ハードのほうはご質問あったように、少し、若干おくれましたけれども、着手が進み、さらに教育の内容について、一番大事な教育の内容について、どんなふうな教育をするかというところもまとめて、建物の修繕、さらには施設整備の内容を簡単にまとめたもの、さらに教育の内容も含め、特色ある教育はどのようにしていくのかというようなところもまとめたパンフレットを実はつくりたいといふうなことで、今度の補正予算に計上させていただいたところであります。

5月の末に総合教育会議をやったときに、村長、副村長、さらには教育委員が入ったときに出た内容ですが、あした説明しますが、2学期くらいに実はパンフレットをというふうに考えていたわけでありますけれども、それでは遅いというようなことで、1学期中に配布ができるような形で、パンフレットをつくって、建物の修繕の内容、設備の内容、教育の特色ある内容をまとめてお配りをしながら、さらに就学状況が上がるよう進めていきたいといふうに考えています。

2番（高野孝一君） 答弁の中に、スクールバス云々についてはなかったわけなんですが、学校再開に当たって、スクールバス運行が当然長くなるわけであります。保護者が村内に居

住しない、居住できないと思っている方が多い中で、現在より通園、通学の時間が長くなる、巡回コースがさらに限られてくるのではないかなどというふうに考えていますけれども、これらの対策というのはどのように考えているのか、お伺いいたします。

教育長（中井田 榮君） 全村避難というようなことで約6割の方が今福島市に避難をしているというふうなこと也有って、現在、スクールバスで送り迎えをしているわけでありますけれども、帰村になっても、やっぱりそれぞれの家庭の事情也有って、一氣には帰村できないこともありますので、引き続き、福島等々から就学できるような対策をということを考えております。

現在、既に国・県とスクールバスの件につきましては協議をしているところであります。さらに、先日の復興庁の会議では、村長、副村長のほうにタクシーのほうも大丈夫ですよという話もしていったというようなことでありますので、スクールバスも含め、タクシーも含め、問題のないような形で就学できるような対策をこれからも国・県と詰めていきたいというふうに考えています。

2番（高野孝一君） 今、スクールバス対策の一つにタクシーの利用というような答弁がありましたので、やはり少人数で広い範囲に通学路がかかわるというような中では、ぜひ、タクシーの利用は最大の効果があるのではないかなどというふうに考えております。

さらに、学校再開に当たり、今まで村としては草野小学校、飯樋小学校、臼石小学校を統合しないで連接型で当面進めて、将来的には小中一貫教育を進めるとしておりました。再度、方針として変更がないかどうか。ないとすれば、その中間としての小学校の統合という件に関してどのような見解を持っているのか、お伺いいたします。

教育長（中井田 榮君） 学校について、議会のほうにも今の幼稚園、さらには小学校、中学校あるわけありますけれども、そつくり帰村になったならば戻すというようなことで現在進めているわけあります。

幼稚園につきましては、保育所と幼稚園と一緒にした認定こども園にして、そして、前、鳥瞰図でもお示ししたとおり、中学校のところに一箇所にまとめていきたいということで現在進めているところであります。

さらに、小学校でありますけれども、実は総合教育会議の中で、来年は、今引っ越しをしながら、準備をしながらというようなことで進めていますので、議会にご説明していますように、今のままそつくり学校再開をしていくように進めているわけでありますが、その次の年には、できれば小学校を統合して進めてはどうかというようなことで村長のほうから話をいただいておりますので、そういう方向で状況を見ながら進めてまいりたいというふうに考えています。

2番（高野孝一君） 1年後には統合を進めるというふうなお話がありましたけれども、統合に当たっては、例えば校歌であるとか、校章であるとか、いろいろな課題があるかなというふうに思っていますが、1年という期間で特色ある教育とあわせて可能なのかどうか、再度答弁をお願いしたいと思います。

教育長（中井田 榮君） 実は、認定こども園もつくりますので、あした、こういった一覧を示しながら、年間の進め方等々について、資料を使ってご説明したいなというふうに考え

ております。認定こども園につきましては、今年度、園名、園歌について、協議をしながら、完成になりましたならば4月から開園できるような形で進めるよう協議はしていきたいというふうに考えております。

小学校、中学校でありますけれども、この辺は就学者数というんですかね、そういうようなこともありますし、その状況を見ながら、ただ、1年後にはというようなことがありますので、内容も含めて検討していきたいというふうに考えています。

2番（高野孝一君） 施設の整備については再開に支障を及ぼすものではないというような答弁でありましたけれども、現在の状況を見ますと、ようやく校舎整備のためのプレハブができたり、外柵を回したり、アスファルトを剥がすような工事の状況であります。村長は、さきに、12月をめどに内覧会を実施して、保護者や地域の方々に見てもらって、一人でも多くの方を入園、入学させたいというような話がありましたが、今の時期、これから工事を踏まえると、内覧会については、どのような考え方を持っているのか、お伺いいたします。

教育長（中井田 榮君） ご承知のとおり、スタートが若干おくれまして、本当にご心配をおかけしているところであります。当初、12月というようなことで、ぱちっとはできなくても、こういった形になりますよというようなことを親御さんに見ていただく、子供さんたちに見ていただくということが、やっぱり就学率が上がるのかなというふうに考えております。状況を見ながらでありますけれども、内覧会は早目にやって、そして、就学者数を、就学率を上げていきたいというふうに考えておりますので、その都度、またご案内、ご相談させていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

2番（高野孝一君） ぜひ学校再開に当たっては、ぜひあげたいというようなことがあって、少しでも多くの子供たちが就学できるようになればいいなというふうに考えております。営農再開にしても、学校再開にしても、村にとっては非常に大きな案件でありますので、努力いたしまして、今後の営農あるいは教育を進めていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

議長（大谷友孝君） 7番 伊東 利君。

7番（伊東 利君） 平成29年第7回飯館村議会定例会において一般質問をいたします。

3月末をもって、長泥地区を除き、避難指示が解除されました。どれだけの村民が戻られるのか、期待と不安ではありましたが、純粋に帰村された村民は149世帯、333人であるとの報告がありました。要因は多々あると思われますが、生活環境への不安があるのではと思われます。村は復旧・復興を目指し、着実にインフラの整備が進められておりますが、村民が安心して暮らせる環境にすべく、さらに加速していくことが重要であります。一方で、村の基幹産業である農業が再開され、豊かな収穫を期待するものであり、なりわいの産業となるよう、さらに支援が必要であるのではないかとも思われます。以下のことについて質問をいたします。

質問の第1は、農業振興対策、堆肥供給施設の整備についてであります。

農業の基本は、豊かな土づくりからとも言われます。除染によって農地は荒廃しており

ます。以前のような農地を取り戻すための土づくりには堆肥の投入が重要であり、個人で堆肥を求めることができない状況にありますので、村において堆肥供給センターなどを整備してはどうか、伺うものであります。

2つ目として、商工業対策について伺います。

生活インフラ整備の進捗についてでありますと、共同店舗の計画が進められておりますけれども、どのような業種と体制で運営されるのか。また、いつオープンするのかを伺います。

以上2点について質問いたします。

村長（菅野典雄君） 7番 伊東 利議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは商工業対策のほうについて、農業振興のほうは担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

村は、帰ってこられる村民とか、一時帰宅される村民への買い物支援事業ということが必要だろうということで、これまでいち早く仮設のコンビニエンスストアの開所をやつてきたところであります。さらに今、宅配事業とか移動販売事業など各事業者に協力をいただきながら、まだまだ不備ではありますが、実施始めているところでございます。

さらに、買い物環境での村民生活の利便性、あるいは村民の帰村促進などを図るために、飲食店や生活用品、生鮮食料品が入る共同店舗の整備が必要と考えて、商工会とここ2年ぐらい協議を進めてきたところでございます。これまでの取り組みの経過でありますと、村商工会による民設民営による整備では国からの補助金が受けられないということがわかりましたので、村商工会と協議をしておりまして、公設民営での共同店舗の整備を計画していくかなければならないなど、こういうふうに思って今進めているところであります。

その共同店舗の計画でありますと、整備場所は、今のところといいますか、ほぼ決定でありますと、草野字大師堂にあります旧テレサを村のほうが買ってと、こういうことでございます。国の自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金、別名、商業施設等復興整備補助事業でありますと、これを活用させてもらって、土地と建物を村が買い取りまして既存の建物を改修していくということでございます。

なお、この補助金は、土地・建物の購入も含め、それから中のリフォームも含めて100%の補助ということで、大変有利な事業になるのではないかなどというふうに思っております。

事業運営については、村商工会が主体となって、各種団体等から出資を募って運営母体を設立して、例えばまちづくり会社などつくって運営することとして、村はその運営に負担はありませんという話をしているところであります。

また、村の商工会では、出展希望者を現在募っているようありますと、現在のところ、飲食業、生鮮小売業、酒小売業、整体業、金物の委託販売など5店舗が希望しているというふうに聞いておりまして、今月の6日に出店者説明会を開催し、12日に商工会の理事会で協議するという予定になっているようでございます。

さらに、早急にそのまちづくり会社的なものを設立し、組織の体制づくりを進めるということのようでございます。

今後、村としては、補助事業が承認され次第、予算化し、議会の承認を得まして、旧テ

レサの土地と建物を取得して、既存の建物の改修工事などを進め、できれば来年春ごろにオープンできればいいなど、こんなふうに考えているところであります。

以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からはご質問1の農業振興対策の堆肥供給施設整備についてお答えいたします。

除染後の農地については、山砂等を原材料とする客土そのものの地力が低いことから、除染工事の一環として、10アール当たり1トンのゼオライト、100キログラムのヨウリン、80キログラムのケイ酸カリ等を散布した上で耕耘をする地力回復工事を行っております。

しかしながら、この地力回復工事は最低限のものであり、米、野菜、牧草等を作付しようとした場合は、議員おただしのとおり、堆肥や化成肥料を施用した上で緑肥作物を栽培するなどして、まずは土づくりをする必要があります。

現在、村では、作物を作付することを届け出いただいた農家の方に対して、対象圃場10アール当たり1トンの堆肥を福島市にある復興牧場から順次搬入をしております。

なお、これらの費用は、全て福島県営農再開支援事業の対象であるため、個人からの負担金は一切いただいておりません。

また、不足する肥料分については、生きがい農業であれば、農による生きがい再生支援事業を活用して導入していただくように誘導しておりますし、なりわい農業の方については、種苗の導入支援や栽培指導をすることで負担軽減を図るよう事業を展開しているところでございます。

村としては、震災前に実施しておりました循環型農業の再生を目指して、今後、農業を再開する畜産農家と稻作農家等が連携して生産された堆肥を地元に還元していくことを想定しております。また、この際、村振興公社の堆肥センター施設を活用し、良質な堆肥の生産再開についても今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

7番（伊東 利君） それでは、何点か再質問させていただきます。

堆肥供給センターの考え方であります。震災以前の村の振興公社でやっておりました堆肥センター、まさにすばらしい供給体制のもと、良質な堆肥で、園芸農家、特に施設園芸にはすばらしく、そして大変な役割を果たしてきたと思います。今の話ですと、復興牧場から堆肥は補助事業で入れているということであります。

先般、農協の支店の委員会がありまして、私も委員の一員でありまして出席させていただきました。やはり優良な土壤づくりが農業再開に向けては一番だと。でも、なかなか堆肥の供給が難しいんだというお話をありました。農協では、今、課長の答弁にあったように、そういう制度で復興牧場と中島村の原田さんから来ているんだという話はあったようですけれども、やはり、ただ堆肥といつても、そのまま還元するのではなくて、やはり切り返しをきっちりして有効な堆肥にしないと、当然、これからは大規模な農業もそうでしょうけれども、施設園芸というのは、花を含めて、かなり進めるわけですから、そういう堆肥供給というものが私は必要なんだろうということで質問しています。ですから、将来は、この施設を使ってと言われますが、明確にどのような堆肥を供給できるのかというも

のをお聞かせ願いたい。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、今課長が説明しましたように、地表をとっているということでありますから、その地力を回復するというのが村の大切なこれからの大変な事業だなというふうに思っています。何人かの方から、昔公社でやった堆肥のつくり方をやっていかないと、という話であります。あれはただの切りかえだけではなくて、いわゆる熱処理をしているものですから、いわゆる雑菌なり、あるいは雑草の種が入らないという長所があるので、引く手あまたということだったような気がします。それをやっぱり今からやるべきではないかということなんですが、大型のあの機械、堆肥の状況などを見ますと、そういうことも大切なというふうに思っていまして、ある程度やるとなれば、今ここ三、四年の間ぐらいでないと復興予算なり何なりは使えないなという思いも一つ持っています。

それから、もう一つは、今、三重県のいわゆる赤塚植物園も堆肥をつくっておりまます。ということで、園芸のほうのですね。その辺も視野に入れながら、いわゆる施設園芸用と大規模的なところのものと、両面あたりをにらみながら、両方しなければならないのか、どちらかで集中できるのか、そんなこともやっぱり考えていかなければならないなということで、いずれにしても、今ご指摘いただいたように、地力をどうやって回復するのか。ある意味では、牧草などを植えて、本来ならば何年ももつのでしょうかけれども、毎年、毎年、耕起をしながら地力を回復していく。そのための種代あたりの、いわゆるある程度の補助というのも考えるとか、いろいろな手があるだろうと思いますので、今ご指摘いただきましたように、これから地力の回復をどうするか、真剣に考えて、また議会とも相談させていただきたいと、このように思っております。

7番（伊東 利君） 確かに熱処理で雑草が生えない。全くそのとおりの堆肥でした。ですから、すばらしいと私は評価しているんですけれども。確かに、これから大規模にやるのには、そんなものには供給はできないはずですから、優良堆肥というのは、これからハウスをやれば必ず連作障害というものに突然なります。というと、やはり有機物質がなければだめだということで強調しているんですけれども。

先日、宮崎県の農業法人はなどうというところに行ってきました。やはり、ものを栽培して、特化して売っていくには、ストリ一性が必要だという話でありまして、ここはやはり畜産の村ですから、糞尿をふんだんに投下して小清水ブランドというブランド米をつくり、そして売っているという話であります。

我々もこれからただ市場にばらまいてもなかなか難しいわけですよね。特別、こういう事態ですから、売れない。だから、そういう特化したものにして売っていくには、やっぱり、こういうここでの堆肥をいくら投入して、こういう栽培でき上がったものですから、安心して使ってくださいという、そういうものになっていくのではないのかなと思いますので、取り組みについてもう一度お聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 本来は、畜産の村ですから、非常に循環型のシステム、あるいはそういうものから優良堆肥ができる。こういうことのはずだったんですが、これから畜産がどこまでが可能性として出てくるのか、余りにも少なくては……。以前は公社が300トンは一

貫して堆肥が活用できるという数字があったわけでありますけれども、それは公社がいわゆるほとんど動かさないで、そこで動きができる、こういうものでできるということだったんですが、それぞれの農家から運んできてどうのこうのということになると、いつまでこれが続くのかという、経費がどうなるのかということもありますから、ただ、いずれにしても、やっぱり堆肥はつくっていかなくてはならないということですので、もう少し時間をいただいて、いろいろな角度から検討させていただければと、このように思っております。

物語の話、全くいい話を聞かせていただきましたので、何か飯館村のまた別な意味での物語をつくった堆肥なり、あるいは產品なりが必要だらうと、このように思っております。

7番（伊東 利君） ゼひそのように村の施設でやって、農家が安心して栽培できるような仕組みを、施設をつくっていただきたいと、このように思います。

次に、商工事業のことではありますが、今お聞きしますと、検討に入って、旧テレサ、あそこを使ってやるんだということで、今の話ですと、5店舗が入ってやるということではあります、この協議は6日に説明して、きょうの商工会の、ということですけれども、職種の選定に当たってはどのような形で募ったのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 一応、共同店舗に入る出店者の部分については、先ほど答弁しましたように、事業運営については商工会が主になってやっていただくということではありますので、出店する店舗等については商工会のほうがまとめていただきて、ここに答弁しましたように、全て商工会のほうが出店の説明会なり、あとは理事会等で決めているというような状況になっております。

以上です。

7番（伊東 利君） というのは、あともう一つは、場所の選定であります。私が、そういうふうに、あそこを店舗として、他社5店舗が入ってこの店舗で営業するということになると、ああいうつくりの中で、いわゆる店を利用するほうとしてですよ、本当に利用しやすいのかということで、きのう、私、部落の集会があって、帰りがてらに山木屋を通りまして、山木屋の共同店舗を、まだオープンはしていませんでした。眺めてきました。やっぱりああいう店舗づくりでないと、一つの屋根の中で対面になるのか、どういうつくりになるのかわかりませんけれども、利用者としてのほうから考えたときに、どのように感じるんでしょうかね。この辺の想定を聞かせてください。

復興対策課長（中川喜昭君） まず、入店の希望の部分で、きょうの理事会等でも協議されるということですが、先ほどの5店舗のほかに、クリーニング店も入る、まだどの方というのは聞いておりませんが、そういう情報もいただいております。そのほかにも説明する中でふえる可能性があるのかなというふうに思っております。

建物の部分でありますが、まず、建物の改修については、これは村だけでやるとか、商工会だけでやるではなくて、今、議員おただしのように、村民が使い勝手がいいような形、あとは中に入られる店の方々の機能性という部分ではいろいろ協議が必要なのかなというふうに思っております。今後、国等にも補助申請等もしていくわけであります、そういう中での基本設計、あとは実施設計等々、今後出てくるのかなというふうに考えており

ますけれども、そういう中で、やはり商工会なり村と、あとは出店希望者の方々が連携して、どういう間取りがいいかとかそういう部分を考えていきたいなと思っております。

なお、あの建物については、外観等についてはあのままの状況で、中は全て一度まつさらにした状況で検討していきたいなというふうに考えております。

以上であります。

村長（菅野典雄君） 多分、いわゆるそれぞれの店が区切られていて、私はクリーニング屋に入るんだ、私は食堂に入るんだという、そういうところが入りやすいんだろうと、こういうことだと思います。それが1軒の中に雑居してきた場合にどうなんだということで、多分それぞれ一長一短あると思います。間違いなく、雑居のほうはそれなりのマイナス面はあるなという気はします。そこをどういうふうに工夫していくかというところを商工会にも考えてもらいたいし、私も一生懸命やっていきたいなというふうに思います。

ただ、ちょっと入りづらい面はあるのかなというのは私思っていました。ただ、少なくとも、十字になったところの真ん中でありますから、うまくやれば、まあまあお客様が入りやすい、あるいは前々から、そういうものがあるよという看板か何かを上げて、入りやすいようにやっぱりしてあげなければならないなど、こんなふうに思っています。

外観も、あの舗装も、全て新しくリフォームする。という形にしないと、あのまま使えという話ではやっぱり皆さん方に喜んでもらえるようにはならないだろうと、このように思っていまして、ちょっと担当というか、ほかの方は大体このぐらいじゃないかという話なんですが、こちらとしてはかなりの金額を掲げないとダメだろうなというふうに思っていますので、また議会にご相談させていただきたいというふうに思っております。

7番（伊東 利君） 今村長言いましたように、一番は入りやすさだと思うんです。例えば、あの店のつくり、こういうふうに屋根がこうなっていますよね。中に5店舗も6店舗も入っているのに、看板がどんなふうに出てくるのか、ショッピングセンターできるんだか何だからわかりませんけれども、中に入ってみなければ何があるのかわからないというような、やっぱり本当に知っている人だけが利用するだけのことになってしまふんでないのかなと想像しています。

だから、中にこれからまた別な店も入る予定だということで、期待するものがあるんですが、そういう入りやすく、経営ですから、経営者も成り立たなくてはなりませんから、人が入らなくてはなりませんので、そういう入りやすさ、使いやすさ、実績の上がる店舗ができるようにということで計画をしていただきたいと思いますし、さらに今後の運営に対する支援というものが、例えばオープンしたけれども、合わないからすぐやめたなんていうのではなくて、継続性というものに対する支援。支援してもらったからいいわけではないんですけども、そういうものも必要じゃないのかなと。継続された部分で運営の一部、どんな形でやるのかわかりませんが、そして、安心して店舗経営ができるような体制は、どのようにお考えでしょうか。

村長（菅野典雄君） 気持ちはあります。ただ、少なくとも最初から我々が応援ができますよという話では、多分やっぱり本気度が薄くなるのではないかなどというふうに思っています。運営費という話にはなりませんけれども、いろいろな形で、やっぱり大切な大切な村の商

業施設になりますから、考えていくときが出るだろうというふうに思いますが、何せ運営は最大限自前でやっぱり努力をしてもらうということが大切なんだろうと、このように思っていまして、改めて、先ほどの入りやすさなり、あるいは今の話なり、ご提案いただきましたことを肝に銘じて、これから商工会と話し合っていきたいと思います。

以上であります。

7番（伊東 利君） 最後にします。

オープンが来年の春、目指すというようなことでございます。先ほども帰村の状況の中に、やはり生活のインフラ整備というふうなことであります。今回の広報にも、ちょっと出て、ファンズの移動販売とかで非常に助かっているという、こういうお話をね。ですから、まず店舗、そういうものがやっぱり安心して買い物ができる。どこに行って用足しができる。これは何回も言われているように、高齢者しかいないとかになれば、免許もなくなって近いところで買い物をしなくてはならないという段階にだんだんくるんだろうと思います。ただ、いち早く、私は、生活インフラの中でもそういうものを優先して進めるべきだと、このように思ってきました。ですから、時期が遅れないように進めさせていただこうと希望して終わります。

議長（大谷友孝君） これで一般質問を終わります。

◎日程第3、陳情第2号審査報告

議長（大谷友孝君） 日程第3、陳情第2号国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（松下義喜君） ただいま議題となりました陳情第2号国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書について、6月9日に委員会を開き、慎重に審議をしました。その審査の結果について報告します。

本陳情の趣旨は、東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、復興庁所管による被災児童生徒就学支援等事業交付金を財源とした単年度の交付事業が行われています。平成29年度は62億円が予算化されています。

この交付金は、幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校、各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災による対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で負担、支援するものです。

平成28年3月11日に閣議決定された「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の具体的な取り組みの中にも「被災した子どもが安心して学ぶことのできる教育環境の確保に取り組む」とあります。

これからも経済的な支援を必要とする被災した子供たちがたくさんいます。

つきましては、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、平成30年度以降も全額国費で支援する被災児童就学支援等事業交付金による十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を政府関係機関に提出してほしいとの願意であります。

審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採択すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書を採決します。

陳情第2号に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時29分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年6月12日

飯館村議會議長

大谷友孝

同

会議録署名議員

高野泰一

同

会議録署名議員

渡邊計

同

会議録署名議員

加野泰一